

大正十一年七月十日

廣島縣

大坂鐵工所園島工場竣工解雇件

一 十一日後三時一般の解雇手當額發表(栲島工場上左記)

一 勤続一年未満 日給十五日以上三十日以下の

一 一年以上三年未満 日給二十日以上三十日以下の

一 三年以上四年未満 一年より以上二年以下より以上

一 五年以上十年未満 日給三十日以上の

一 十年以上二十年未満 一年より以上二年以下より以上

解雇手當額、特別手当、旅費、退職金、内定金、或工例ノ

要、請求等、法行定、計、此、果、テ、増額、要、求、可、決、議、シ、テ

二、日、解雇手當額、手當額、支給、止、且、佛、至、旅費、一、二、三、件

内務省

共済會手當七十六日又解雇手當百二十四日分

職長(日給三圓六十五錢) 江口ノ吉

共済會手當四十六日分 解雇手當六十日分

伍 長心得(日給二圓九十錢) 鬼塚尾左郎

(三、庶三場ニ於テ解雇ノ事)

以上